

# ダブル発電

平成  
**26**  
年度版

# スラチナ PLATINUM POINT ポイント

## ご案内ブック



太陽光発電



エネファームor エコウィル

太陽とガスで地球と家計にやさしい選択。  
あなたもダブル発電をはじめませんか。

キャンペーン  
受付期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日

## ダブル発電普及促進エコキャンペーン



### ダブル発電普及促進 エコキャンペーンは、

政府による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の主旨に広島ガスが賛同し、家庭用コージェネレーションシステムと太陽光発電設備の両方で発電することによるCO<sub>2</sub>削減を奨励し、その普及促進を図ることを目的としています。

# がついてくる ダブル発電キャンペーン!

## ダブル発電はこんなにお得

お  
得  
1

太陽光  
発電

+

エネファーム  
or エコウィル

=

売電量アップ!



「太陽光発電」に天然ガスから電気をつくる「ガスコージェネレーションシステム」を組み合わせたダブル発電。どちらもクリーンなエネルギーから発電するので地球にやさしく、また太陽光発電だけの場合よりも発電量が増えて、結果的に売れる電気の量も増加します。

お  
得  
2

固定価格  
買取制度

+



=

おトク!



平成24年7月より、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がはじまりました。ダブル発電なら国の買取価格1kWhあたり30円に加えて、1kWhの売電につき、さらに7ポイントのプラチナポイントをプラス(1ポイント=1円、上限36,000ポイント/年)。環境に優しいあなたへの感謝の気持ちです。



は

ご契約時に確定するポイント提供開始月から

**120**ヵ月間(10年間) 提供いたします。

換算レート 1kWh=7ポイント 1ポイント=1円

※平成26年4月1日～平成27年3月31日までにお申し込みの方は1kWh=7ポイント(1ポイント=1円)です。  
※換算レートはポイント提供開始月から120ヵ月間(10年間)一定です。

# 太陽とガスで地球と家計にやさしい選択



太陽光発電

エネファーム

or

エコウィル

対象

対象は、以下の(1)～(5)をすべて満たすお客さまです。

- (1) 当社とガス使用契約を締結しているお客さまで、このキャンペーンにお申し込みいただくこと。
  - (2) 家庭用コージェネレーションシステムおよび太陽光発電設備を、家庭用の専用住宅または併用住宅に設置していること。
  - (3) 家庭用コージェネレーションシステムは、住宅内のエネルギー負荷に追従して電気と熱を発生させていること。太陽光発電設備は電力会社の電力系統へ系統連係されていること。
  - (4) ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力(機器容量)が5kW未満であること。
  - (5) 太陽光発電設備の発電能力が10kW未満であること。
- ※詳しくは規約をご覧ください。

## ダブル発電はこんなにエコノミー&エコロジー

太陽光発電 + エネファーム



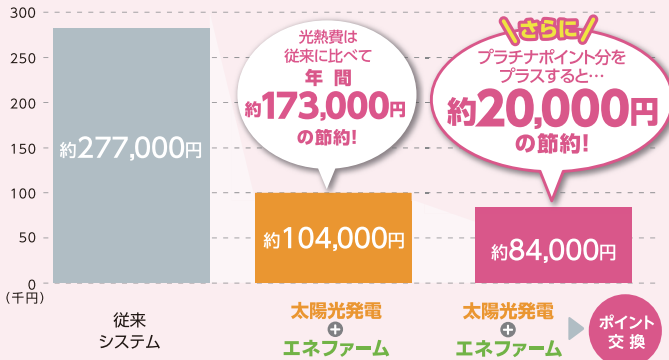
発電と給湯に、最先端の家庭用燃料電池「エネファーム」を使用。

環境性、経済性ともに進化したW発電の先進型システムです。

ダブル発電なら  
従来システムと比べてCO<sub>2</sub>排出量 **約73%削減**

※数値は東芝燃料電池システム株式会社製の場合

■光熱費(年間)



太陽光発電 + エコウィル

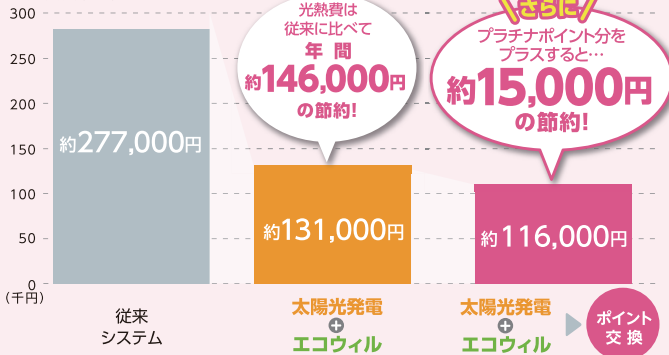


ガス発電・給湯暖房システム「エコウィル」を使用。

優れた環境性と経済性を実現する、W発電システムです。

ダブル発電なら  
従来システムと比べてCO<sub>2</sub>排出量 **約59%削減**

■光熱費(年間)



上記の年間のCO<sub>2</sub>排出量の比較データと光熱費ランニングコスト比較は、以下の想定条件を基に算出しています。

※ガス料金・電気料金ともに平成26年5月調整単位数料金を適用し、消費税等相当額を含んだ料金です。※使用条件によって数値は異なります。

■使用機器とガス使用量・買電量・売電量・CO<sub>2</sub>排出量

	太陽光発電	給湯	床暖房	浴室暖房	冷房	厨房	ガス (m <sup>3</sup> /年)	買電量 (kWh/年)	売電量 (kWh/年)	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-co <sub>2</sub> /年)
従来システム	なし	給湯暖房熱源機	あり	あり	エアコン	ガスコンロ	710	4,905	—	5,010
エネファーム×太陽光発電	あり	エネファーム	あり	あり	エアコン	ガスコンロ	1,020	1,427	2,875	1,337
エコウィル×太陽光発電	あり	エコウィル	あり	あり	エアコン	ガスコンロ	892	2,108	2,082	2,061

■負荷

給湯	約13.3GJ/年
一般電力	約4,390kWh/年

■料金

電	従来システム	従量電灯料金A
気	エネファーム×太陽光発電 エコウィル×太陽光発電	

■ガス

ガ	従来システム	「床暖房まるトク料金プラス」 床暖房契約
ス	エネファーム×太陽光発電 エコウィル×太陽光発電	「コージェネまるトク料金プラス」 家庭用コージェネレーションシステム契約

■CO<sub>2</sub>排出係数

電力	0.69kg-CO <sub>2</sub> /kWh (火力平均排出係数 出典:中央環境審議会 地球環境部会国連制度小委員会 中間とりまとめ 2011年7月)
ガス	2.29kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup> (地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法)に基づき当社データより算出)

想定条件  
戸建住宅  
4人家族想定  
太陽光発電 3kW

※ガス料金・電気料金ともに平成26年5月調整単位数料金を適用し、消費税等相当額を含んだ料金です。

# キャンペーンの流れ

## ダブル発電設備を設置

ダブル発電普及促進エコキャンペーンは、エネファームまたはエコウィルのどちらかと、太陽光発電をセットで設置されているお客さまが対象です。既にダブル発電を導入されているお客さまも対象となります。

以下の場合もキャンペーンの対象となります。

- エネファームまたはエコウィルを設置されているお客さまは、太陽光発電を追加で設置する場合。
- 太陽光発電を設置されているお客さまは、エネファームまたはエコウィルを追加で設置される場合。

※ダブル発電の定義について、詳細は規約をご覧ください。



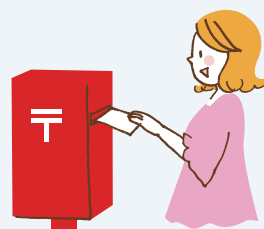
### 手続きから入金までの流れ



### STEP 1 手続きをする

#### お申し込み

「ダブル発電普及促進エコキャンペーン申込書」と電力会社の「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」(写し)を提出してください。(郵送)



### STEP 2 貯める 5月～翌年4月

毎月、電力会社から送られてくる「太陽光・風力発電からの購入電力量のお知らせ」を大切に保管してください。あとは、ダブル発電でより多くの電力を発電するエコな暮らしをするだけで、ポイントはどんどん貯まっていきます。



### STEP 3 申請する 翌年4月～5月

年1回「ポイント交換申請書」と、対象となる期間全ての「太陽光・風力発電からの購入電力量のお知らせ」の写しを広島ガスにお送りください。具体的な申請方法は、毎年3月頃にご案内させていただきます。

**ご注意** 申請がない場合は、ポイントを交換いたしませんのでご注意ください。(次年度に持ち越しはできません)



### STEP 4 入金 申請から1～2ヵ月後

お送りいただいた書類を広島ガスにて確認した後、「ポイント交換内容のお知らせ」をお客さまにお送りいたします。

ポイントを現金に交換してご指定の口座へお振込みいたします。



# よくあるご質問



## Q & A



### 【オトクなキャンペーンの概要】

お得  
1

- 1kWhの売電につき7ポイントのプラチナポイントを進呈します。
- 1年に1度、1ポイント=1円で現金に交換いたします。

お得  
2

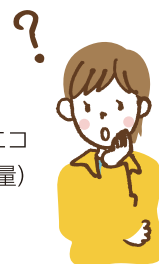
- お申し込みを当社が承諾した月の翌月から120ヵ月(10年間)お支払します。

## STEP 1 手続きをする

Q1 「プラチナポイント」って何ですか？ ポイントは何に使えますか？

A

「プラチナポイント」は、今回のキャンペーンにおいてダブル発電設備（エネファームもしくはエコウィルと太陽光発電設備）を使用されているお客さまを対象に、太陽光発電の余剰電力量（売電量）に応じて提供するものです。  
1年に1回、現金に交換することができます。



Q2

今後ダブル発電を導入する人が対象のキャンペーンですか？  
すでにダブル発電を設置しているのですが、キャンペーンの対象になりますか？

A

これから導入されるお客さまと、すでにダブル発電を設置されているお客さまのどちらのお客さまもキャンペーンの対象となります。また、エネファームもしくはエコウィルを設置されているお客さまが太陽光発電を、もしくは太陽光発電を設置されているお客さまがエネファームやエコウィルを追加で設置された場合にもキャンペーンの対象となります。

Q3

なぜ電力会社からの「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」の写しが必要なのですか？

A

太陽光発電設備を設置されている証明であり、また、キャンペーン適用条件の確認をおこなうために提出していただけます。



# ダブル発電普及促進エコキャンペーン規約

## 1. 目的

- (1) 当社が実施するダブル発電普及促進エコキャンペーン(以下「このキャンペーン」といいます。))は、政府による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の主旨に当社が賛同し、家庭用コージェネレーションシステムと太陽光発電設備の両方で発電することによるCO<sub>2</sub>削減を奨励し、その普及促進を図ることを目的といたします。
- (2) この規約は、このキャンペーンの条件、手続等を定めることを目的といたします。

## 2. 用語の定義

- (1) 「ダブル発電」とは、家庭用コージェネレーションシステムと太陽光発電設備の両方で発電することをいいます。
- (2) 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力または動力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電供給システムまたは熱動供給システムをいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「太陽光発電設備の発電能力」とは、太陽光発電設備の出力とパワーコンディショナーの容量のいずれか小さい方をいいます。また、ひとつの住宅に複数系列の太陽光発電設備を設置している場合は、それら全体を合計したものをいいます。
- (5) 「売電量」とは、ダブル発電によりひとつの住宅でお客さまが消費する電力を上回った余剰電力のうち、一般電気事業者が買い取った電力量をいいます。
- (6) 「買電量」とは、お客さまが一般電気事業者から供給を受けた電力量をいいます。
- (7) 「検針分」とは、一般電気事業者が行う検針のうち、前回の検針日の翌日から今回の検針日までの売電量をいい、今回の検針日が属する月の検針分を当該月の検針分といたします。
- (8) 「ポイント」とは、毎月の売電量に応じて当社がお客さまへ提供するポイントをいいます。

## 3. 適用条件

- (1) 当社とガス使用契約を締結しているお客さまであること。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステムおよび太陽光発電設備を、家庭用の専用住宅または併用住宅に設置しており、それらが住宅内のエネルギー負荷に追従して電気と熱を発生させていること。
- (3) 定格発電出力(機器容量)が5kW未満の家庭用コージェネレーションシステムを使用していること。
- (4) 太陽光発電設備の発電能力が10kW未満であること。
- (5) 当社にこのキャンペーンのお申し込みをいただくこと。

## 4. 当社への申し込み

- (1) このキャンペーンの適用を希望するお客さまは、この規約の内容を承諾のうえ、当社所定の様式により当社に申し込んでいただきます。
- (2) (1)による当社への申し込み期限は、2015年3月31日まで(郵送の場合は当日消印有効)といたします。ただし、3.適用条件(5)を除く条件を満たしているお客さまで、家庭用コージェネレーションシステムおよび太陽光発電設備の使用開始日が2015年3月1日~2015年3月31日の期間中である場合には当社への申し込み期限を2015年4月30日まで(郵送の場合は当日消印有効)といたします。

## 5. 契約の成立

- (1) 4に定める申し込みがあった場合、当社は家庭用コージェネレーションシステムおよび太陽光発電設備の設置有無ならびに電気およびガスの使用状況等を確認させていただいたうえで、3に定める適用条件を満たす場合は、このキャンペーンに関する申し込みを承諾いたします。この場合、当社が申し込みを承諾した時点をもって、このキャンペーンについての契約の成立といたします。
- (2) 契約期間は、契約日が属する月の翌月を起算月とし、120か月目までといたします。
- (3) (2)の定めにかかわらず、契約期間満了前にこのキャンペーンを解約された方が、同じ住宅でこのキャンペーンに再度申し込みをされた場合の契約期間は、契約日が属する月の翌月から、このキャンペーンに初めて申し込んだ際の契約における契約期間終了月までといたします。

## 6. ポイントの提供・交換

- (1) 当社は、契約期間におけるお客さまの毎月の売電量に応じてポイントを提供します。

売電1kWhあたりの提供ポイント数は、7ポイントといたします。

- (2) 当社は、お客さまからの申請に基づき、1ポイントあたり1円としてポイントを交換いたします。
- (3) お客さまは、契約期間における毎年5月検針分から翌年4月検針分まで(契約開始月や契約終了月が含まれる場合は契約期間の範囲)のポイントの交換について、翌年4月1日から5月31日(当日消印有効)の間にまとめて当社へ申請していただけます。
- (4) (3)の申請にあたっては、当社所定の申請書および添付資料(ポイント交換対象期間の各月における一般電気事業者が発行した売電量が記載された書類またはその他の当社が定める売電量を証明できる書類)を当社に提出していただけます。
- (5) (3)に定める申請期間内に当社への申請がない場合や、当社が定める売電量を証明できる書類が添付されていない場合には、当社はポイントの交換をお断りいたします。なお、申請期間を経過したポイントは失効といたします。
- (6) 契約期間において毎年付与されるポイントの上限は、36,000ポイントといたします。

## 7. 設置確認等

- (1) 当社は、家庭用コージェネレーションシステム・太陽光発電設備の設置・使用状況を確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステム・太陽光発電設備を取り外したり、設備の内容に変更があったりした場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただけます。

## 8. 解約およびポイントの取り消し

- (1) お客さまが以下に定める事由に該当する場合は、当社はこのキャンペーンへのお申し込みを受け付けない、またはこのキャンペーンの契約を解約いたします。
  - ①3に定める適用条件を満たさない場合(契約後に適用条件を満たさなくなった場合を含みます)
  - ②7に定める設置確認について、正当な理由がなく、住宅への立ち入りを承諾していただけない場合
  - ③契約期間中に当社とのガス使用契約を解約された場合
  - ④お客さまが本規約に違反した場合
  - ⑤当社に虚偽の申請をした場合、その他当社が不適切と判断する行為を行った場合
- (2) (1)にもとづく解約日は、(1)の各号に定める事由に該当した日が属する検針分の検針日といたします。その場合、解約日までに提供した有効なポイントについては、当該ポイントの交換の申請期間以前でも、お客さまからの申請に基づき、6に定める手続きに準じて、当社はポイントを交換いたします。
- (3) 解約日以降について、すでにポイントが提供されている場合は当該ポイントを取り消すものとし、すでに交換したポイントの対価は返還していただけます。

## 9. お客さまの協力事項

- (1) お客さまは、ポイント交換の申請時に、売電量に加えて買電量も当社へご報告いただけます。また、ダブル発電に関するアンケートへご回答いただけます。
- (2) お客さまからご報告いただいた売電量、買電量のデータは、エネルギー消費の分析や機器開発などに使用させていただきます。その場合、個々のお客さまのデータは統計的に処理いたします。
- (3) その他、ダブル発電に関する取材や、取材内容のカatalog・ホームページ等への掲載、ダブル発電のPRなどをお客さまにお願いする場合があります。また、商品やイベント案内などのお知らせを送付させていただきます。

## 10. 権利義務の譲渡等の禁止

お客さまは、このキャンペーンにより生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、またはその権利を担保に供してはならないものといたします。

## 11. 規約の変更

当社は、政府による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が変更された場合や当社がやむをえないと判断した場合には、売電量1kWhあたりの提供ポイント数、1ポイントあたりの対価、契約期間などの規約内容を変更できるものといたします。その場合、当社は変更内容をお客さまにお知らせいたします。

お問い合わせ先

広島ガス(株)  
お客さまセンター

【広島・東広島地区】 ☎(082)251-2151  
【呉地区】 ☎(0823)22-1234  
【尾道・三原地区】 ☎(0848)22-2104

【受付時間】  
月~金曜日  
8:50~17:30  
(土曜日・日曜日・  
祝日を除く)